

令和2年4月9日

会員各位

公益社団法人世田谷法人会
会長 師岡 孝

緊急事態宣言後の事務局の勤務体制について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、法人会運営に格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、東京都を指定区域に含む「緊急事態宣言」が発令されました。

緊急事態宣言の「重み」を鑑み、職員・関係者等の感染リスクの減少を図るため、全法連・東法連にならない、世田谷法人会事務局は下記の勤務体制と致します。

皆様には、ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のためご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

敬具

記

勤務時間：月～金曜日 10時～16時

当面の間、上記の時間を勤務時間とさせていただきます。
社会情勢の変化により勤務体制を見直します。

以上